

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出

市川市長 村 越 祐 民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和 3 年 4 月 1 日に地方税法第 411 条第 2 項の規定による令和 3 年度における固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示をすることを踏まえ、同日以後当該固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合になされる審査の申出に係る書類について、押印を求めないこととする措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 3 年 3 月 31 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 1 9 号

市川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

市川市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。